平成２６年（フ）第１６４８号
札幌市中央区南３条西12丁目326番地10　札幌ニュースカイマンション503号
債務者　星川　幸子
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６５０号
札幌市南区北ノ沢３丁目５番５号
債務者　松尾　瑠華
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６６４号
札幌市白石区栄通１丁目６番７号　アーバン栄通Ａ―501号
債務者　濱中　祥光
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１６８２号
北海道千歳市蘭越97番地の２　千歳桂病院
債務者　杉浦美由希
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１７２７号
札幌市白石区北郷５条10丁目５番16号
債務者　小林　尚也
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２７４号
群馬県前橋市三俣町３丁目31番地１
債務者　小島　晴美
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７８号
群馬県渋川市石原336番地１　高橋アパート
債務者　狩野　新一
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２７９号
群馬県渋川市石原336番地１　高橋アパート
債務者　狩野美代子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２８４号
群馬県渋川市八木原977番地１　すみれ荘
債務者　悴田ちえみ（旧姓星野）
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１６０号
群馬県安中市安中2431番地２　サン・メゾン安中105号
債務者　山口　　晃
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１６９号
群馬県高崎市中室田町2791番地１
債務者　萩原カズヱ
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第１９１号
群馬県高崎市上豊岡町1060番地　市住６棟624号
債務者　米岡　千紗
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　前橋地方裁判所高崎支部

平成２６年（フ）第４０号
埼玉県秩父市宮側町７番６号
債務者　黒沢トシ子
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
埼玉県秩父市近戸町13番４号　ファミールＳ101号
債務者　鈴木　路世
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　さいたま地方裁判所秩父支部破産係

平成２６年（フ）第３９１号
神奈川県足柄下郡湯河原町吉浜1062番地の８
債務者　木村　卓司
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２６年（フ）第２０１号
静岡県富士市今泉2883番地の１　メゾンアルファ―102号
債務者　中村　祥江
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第６５号
三重県多気郡大台町粟生178番地２
債務者　中村　朋之
1　決定年月日時　平成26年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　津地方裁判所松阪支部

平成２６年（フ）第７８１号
京都市山科区川田前畑町２番地１　コーポ紅梅203号、前住所京都市山科区大宅五反畑町58番地　パークヒルズ大宅Ｉ304号
債務者　渋谷　悠香
1　決定年月日時　平成26年10月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年12月16日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係